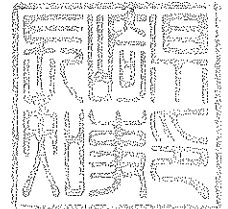


24 こ家第 533 号
平成24年12月28日

長崎県個人情報保護審査会会長 様

長崎県知事 中村 法道



知事における個人情報の取扱いに関する長崎県個人情報保護
条例第7条の規定に基づく本人外収集及び同条例第8条の規
定に基づく目的外提供について（諮問）

このことについて、長崎県個人情報保護条例第7条第2項第8号及び同条例
第8条第8号の規定に基づき、別添事案に係る本人外収集及び目的外提供につ
いて御審議いただきたいので、諮問いたします。

長崎県 福祉保健部こども政策局
こども家庭課こども支援班
〒850-8570 長崎市江戸町2-13
TEL 095-895-2442 (直通)
095-824-1111 (県庁代表)
FAX 095-825-6470



条例第7条第2項第8号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審査会諮問）

所管課室所名	各こども・女性・障害者支援センター
主管課室名	こども家庭課
事務の名称	臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務
事務の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律附則第5項 ・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）第5 ・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について（健臓発0625第2号平成22年6月25日付け厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）
事務の目的	18歳未満の児童からの臓器提供を行う施設（以下「臓器提供施設」という。）から児童虐待や家庭における配偶者暴力（以下「児童虐待等」という。）に関する情報の照会が来たときに、適切に対応し必要最小限の情報を提供することにより、虐待を受けた児童が死亡した場合に、当該児童から臓器が提供されることのないよう、臓器移植の運用に資する。
対象となる個人の類型	臓器提供の対象となる可能性のある児童
本人以外から収集する個人情報の項目名	当該児童の氏名、性別、生年月日、住所
本人以外から収集する場合の収集先	臓器の移植に関する法律（以下「臓器移植法」という。）に基づき、臓器を提供しようとする医療施設
理由（本人以外から収集する必要性等）	<p>次の理由から、児童虐待等に関する情報を提供する必要があり、そのためには、当該提供に関する照会を収受することに伴い、臓器提供施設から当該児童の個人情報を本人外収集する必要がある。</p> <p>(1) 当該照会は、臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を照会するというものである。このとき、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、その判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。</p> <p>(2) 当該照会に対し、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまう恐れがあり、虐待を受けた児童が死亡した場合に虐待をした親等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じる恐れも考えられる。</p> <p>(3) 臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外するときの判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を客観的に確認するためには、当該児童の意識がない以上、臓器提供施設は児童相談所から、当該情報に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。</p> <p>(4) 当該児童の家庭において児童虐待等が行われている場合は、それらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らないことから、臓器提供施設が当該事実を客観的に確認するためには、児童相談所から、当該事実に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。</p>

条例第8条第2項第8号の規定に係る目的外利用・提供該当案件（個人情報保護審査会諮問）

所管課室所名	各こども・女性・障害者支援センター
主管課室名	こども家庭課
事務の名称	臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務
事務の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律附則第5項 ・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）第5 ・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について（健臓発0625第2号平成22年6月25日付け厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）
事務の目的	18歳未満の児童からの臓器提供を行う施設（以下「臓器提供施設」という。）から児童虐待や家庭における配偶者暴力（以下「児童虐待等」という。）に関する情報の照会が来たときに、適切に対応し必要最小限の情報を提供することにより、虐待を受けた児童が死亡した場合に、当該児童から臓器が提供されることのないよう、臓器移植の運用に資する。
対象となる個人の類型	<ul style="list-style-type: none"> ① 臓器提供の対象となる可能性のある児童 ② 当該児童のきょうだい ③ 当該児童の家庭における配偶者暴力に関係する者
目的外に利用・提供する個人情報の内容	氏名、児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間、きょうだいの児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間、きょうだいの不審死や乳幼児突然死症候群（疑い）に関する情報の有無、家庭における配偶者暴力情報の把握の有無とその時期（ただし、氏名については、「臓器提供の対象となる可能性のある児童」のみ。）
利用・提供の相手方	臓器の移植に関する法律（以下「臓器移植法」という。）に基づき、臓器を提供しようとする医療施設
利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）	<p>次の理由から、児童虐待等に関する情報に係る個人情報を提供する必要がある。</p> <p>(1) 臓器提供施設からの当該提供に関する照会は、臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を照会するものである。そのとき、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、その判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。</p> <p>(2) 当該照会に対し、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまう恐れがあり、虐待を受けた児童が死亡した場合に虐待をした親等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じる恐れも考えられる。</p> <p>(3) 臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外するときの判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を客観的に確認するためには、当該児童の意識がない以上、臓器提供施設は児童相談所から、当該情報に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。</p> <p>(4) 当該児童の家庭において児童虐待等が行われている場合は、それらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らないことから、臓器提供施設が当該事実を客観的に確認するためには、児童相談所から、当該事実に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。</p>

臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務に係る個人情報の
本人外収集及び保有個人情報の目的外提供について

1 事務の位置づけと目的

平成21年に臓器の移植に関する法律（以下「臓器移植法」という。）が改正され、本人の臓器提供の意思が不明な場合でも、家族の承諾により臓器提供ができることとなり、これにより新たに15歳未満の方からの臓器移植も可能となった。しかしながら、同法を改正する法律の附則第5項において、虐待を受けた18歳未満の児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、その疑いがある場合に適切に対応する必要がある旨が規定された。

これは、当該児童が虐待により心停止又は脳死に至った可能性がある場合に、臓器摘出による証拠隠滅を防ぐことや、虐待をした親等の同意によって臓器提供されることを防ぐことなどを目的とするものである。

厚生労働省のガイドライン（「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針）では、児童からの臓器提供を行う施設（以下「臓器提供施設」という。）に必要な体制として、虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていることや、児童虐待の対応に関するマニュアル等が整備されていることが挙げられている。このマニュアルの整備に当たっては、平成22年6月25日付け健臓発0625第2号厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知において、「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」（平成21年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」）及び「子ども虐待診療手引き」（日本小児科学会）等を参照することとされている。

この「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」には『児童虐待を受けた疑いのある児童を脳死下臓器提供者から除外する手順』として、臓器提供施設で虐待の可能性の有無を判断する際に参考となる情報を得るために、児童相談所等に当該児童に関する児童虐待情報等を照会することが示されている。児童相談所に臓器提供施設から照会があった場合に、当該児童に係る児童虐待情報等の提供を的確・迅速に行うことにより、公正かつ適切な臓器提供の実施に資するため、本県も本事務を実施することとする。

2 事務の内容

「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」によれば、「被虐待児でないことが確実」であれば、その児童を臓器提供の対象とすることができ、「被虐待児の可能性を否定できない」ときは、その対象とすることができないこととされている。しかしながら、どちらでもない場合及びどちらに該当するのか判断ができない場合は当該マニュアル中のチェックリストを活用して判断することとなる。

したがって、臓器提供施設が当該マニュアルを踏まえ児童虐待の対応に関するマニュアルを整備している場合は、当該マニュアル中のチェックリストと同様のチェックリスト等

を活用して判断する過程で、児童相談所へ、児童虐待の有無等について照会を行うこととなる。

(1) 提供する情報の範囲

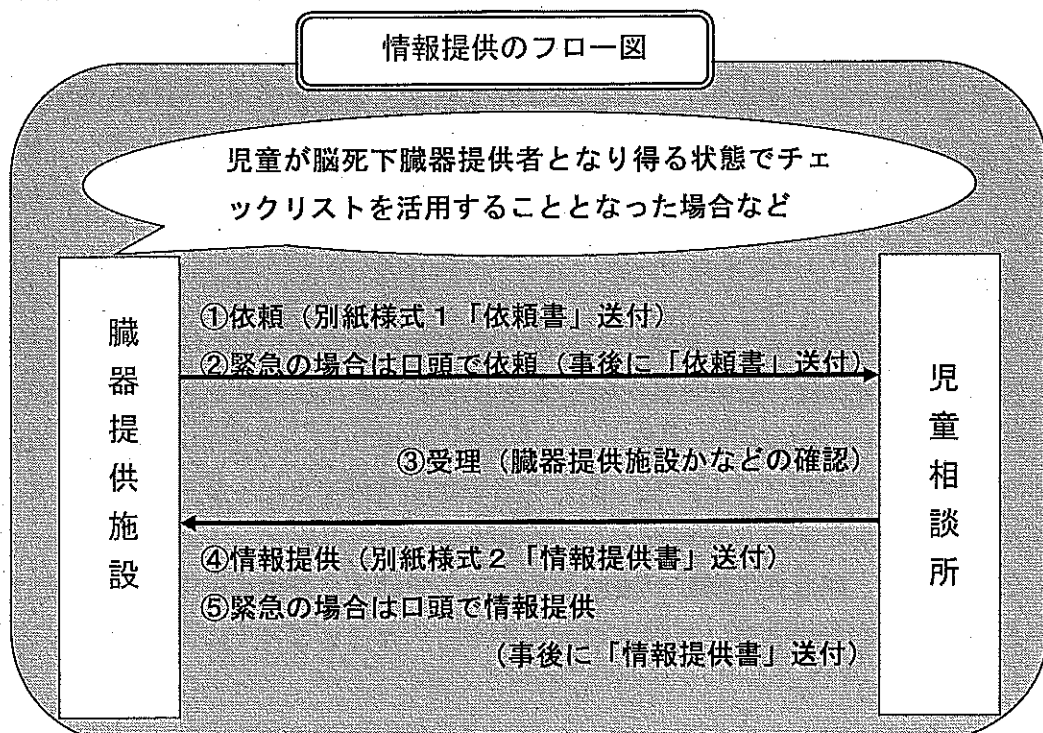
児童相談所が臓器提供施設に提供する情報は、次のとおりとする。

- ①当該児童についての児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間
- ②当該児童のきょうだいについての児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間、不審死や乳幼児突然死症候群（疑い）に関する情報の有無
- ③当該児童の家庭における配偶者暴力（以下「DV」という。）情報の把握の有無とその時期

(2) 情報提供の手続（別添「臓器移植に伴う児童相談所における児童虐待情報等の取扱いに関する指針（案）」参照）

- ①情報提供を求めようとする臓器提供施設は、別紙様式1（以下「依頼書」という。）に必要事項を明記し、事前に児童相談所に依頼する。
- ②臓器提供施設の主治医が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び提供を行う必要がある場合には、口頭による依頼も可能とする。なお、その場合は、事後に速やかに依頼書を提出する。
- ③児童相談所は、臓器提供施設からの情報提供依頼を口頭で受理する場合には、依頼を行う者の確認に十分留意する。
- ④児童相談所が依頼書を受理した場合の情報提供は、別紙様式2（以下「情報提供書」という。）により行う。
- ⑤臓器提供施設の主治医が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び提供を行う必要があると児童相談所が認めた場合には、口頭における情報提供も可能とする。なお、その場合は、事後において当該臓器提供施設に情報提供書を速やかに送付する。

情報提供のフロー図



なお、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第6条の規定では児童虐待を受けたと思われた児童を発見した者に通告義務が、児童福祉法第25条の規定では要保護児童を発見した者に通告義務が課されている。これらの通告義務と本件における臓器提供施設から児童相談所への照会回答との関係については、本件における照会回答の目的があくまでも臓器提供者から虐待を受けた疑いのある児童を除外するためであることを考慮すれば、本件における照会回答と上記通告義務が平行して行われることはあっても、同一の事務とまではいえない。

3 諮問の理由

(1) 本人外収集について

「2 事務の内容」に記載したとおり、児童相談所は、臓器提供施設から、当該児童の個人情報をも本人外収集することとなる。

このような本人外収集は、本事務の性質上、本人同意を得ることは困難なため、条例第7条第2項第1号の規定には該当しない。また、法令等に具体的な収集根拠が規定されているわけではないことから同項第2号の規定にも該当しない。さらに、臓器提供を受ける患者の生命、健康を保護する目的であっても、全てのケースを、人の生命等を保護するため、緊急かつやむを得ない場合と認めることは困難であり、移植に係る臓器の部位や臓器提供者の年齢等によっては同項第4号の規定が全てのケースに該当するものといえないこと、その他同項第3号及び第5号から第7号までの事由に該当するものもないことから、審査会に意見を聴く必要がある。

(2) 目的外提供について

児童相談所が児童虐待やDV（以下「児童虐待等」という。）に関する事実を把握する目的は、「要保護児童の適切な保護を図るため」である。よって、児童相談所が、本事務のために、当該事実に関する保有個人情報を、臓器提供施設に提供することは目的外提供に該当する。条例第8条第2項第3号の規定により、人の生命等を保護するため、緊急かつやむを得ない場合に該当するか個別に判断することになるが、判断に時間がかかることが予想されるため、あらかじめ審査会に諮問し、県内で統一的な考え方で取り組み、児童相談所等が照会に対応できる体制の整備が必要と考える。なお、同項第1号、第2号及び第4号から第7号までの事由に該当するものもないことから、審査会に意見を聴く必要がある。

4 事務の必要性

児童相談所は、臓器提供施設から臓器提供の対象となる可能性のある児童の児童虐待等に関する情報について照会を受けた場合、次の理由から、その保有する児童虐待等に関する保有個人情報の目的外提供を行う必要がある。

また、当該目的外提供を行うためには、当該照会を受受する必要がある。よって、臓器提供施設から臓器提供の対象となる可能性がある児童の個人情報を本人外収集する必要がある。

○理由

- (1) 本事務における臓器提供施設からの照会は、臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、児童相談所に当該児童に係る児童虐待等に関する情報の照会をするものである。
そのとき、児童相談所がその保有する児童虐待等に関する情報に係る保有個人情報を提供しない場合は、その判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。
- (2) 当該照会に対し、児童相談所がその保有する児童虐待等に関する情報に係る保有個人情報を提供しない場合は、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまうおそれがあり、虐待を受けた児童が死亡した場合に虐待をした親等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じるおそれも考えられる。
- (3) 臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、当該児童の児童虐待等に関する情報を客観的に確認するためには、当該児童の意識がない以上、臓器提供施設は児童相談所から、当該情報に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的でもある。
- (4) 当該児童の家庭において児童虐待等が行われている場合は、臓器提供施設がそれらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報は得られるとは限らないことから、臓器提供施設が当該事実を客観的に確認するためには、児童相談所から、当該事実に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的でもある。

臓器移植に伴う児童相談所における児童虐待情報等の取扱いに関する指針(案)

第1 目的

この指針は、臓器の移植に関する法律（以下「臓器移植法」という。）に基づき、児童の臓器を提供しようとする医療施設に対して、児童相談所における当該児童の児童虐待相談記録等の情報を提供することにより、公正かつ適切な臓器提供の実施に資することを目的とする。

第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 臓器を提供しようとする医療施設

臓器移植法に基づき、児童からの臓器を摘出し、移植希望者に提供しようとする全ての医療施設

(2) 児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律第2条に定義される児童虐待

(3) きょうだい

当該児童の実父・実母を親とする兄弟姉妹及び異父・異母を親とする兄弟姉妹

(4) 配偶者からの暴力

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条に定義される配偶者からの暴力（以下「DV」という。）

(5) 児童相談所長

長崎県の設置する次の児童相談所の所長をいう。

長崎こども・女性・障害者支援センター

佐世保こども・女性・障害者支援センター

第3 提供する情報の範囲

児童相談所長が臓器を提供しようとする医療施設に提供する情報は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該児童についての虐待相談としての対応経過の有無とその期間

(2) 当該児童のきょうだいの虐待相談としての対応経過の有無とその期間及び不審死並びに乳幼児突然死症候群(疑い)に関する情報の有無

(3) 当該児童の家庭におけるDV情報の把握の有無とその時期

第4 情報の提供を申し出ることができるもの

臓器移植法に基づき、臓器を提供しようとする医療施設

第5 情報提供の手続き

情報提供を求めようとする者は、別紙様式1（以下「依頼書」という。）に必要事項を明記し、事前に児童相談所長に依頼しなければならない。

- 2 臓器を提供しようとする医療施設の主治医が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び提供を行う必要がある場合には、口頭による依頼も可能とする。なお、その場合は、事後に依頼書を速やかに提出することとする。
- 3 児童相談所長は、臓器を提供しようとする医療施設からの情報提供依頼を口頭で受理する場合には、折り返しの連絡を行う等、依頼を行う者の確認に十分留意すること。

第6 情報提供の方法

児童相談所長が第5項の依頼書を受理した場合の情報提供は、別紙様式2（以下「情報提供書」という。）により行う。

- 2 臓器を提供しようとする医療施設の主治医が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び提供を行う必要があると児童相談所長が認めた場合は、口頭における情報提供も可能とする。
- 3 児童相談所長が口頭による情報提供を行った場合は、事後において当該臓器を提供しようとする医療施設に情報提供書を速やかに送付すること。

第7 その他

この指針の運用に当たっては、長崎県個人情報保護条例の趣旨を尊重し、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図ることに十分留意するものとする。

附 則 この指針は、平成25年 月 日から施行する。

第 号
年 月 日

〇〇こども・女性・障害者支援センター所長 様

臓器を提供しようとする医療施設の長 印

児童虐待に係る情報提供について（依頼）

下記の児童について、臓器の移植に関する法律に基づく臓器提供を検討しています。ついては、児童虐待が行われていた疑いの有無の判断に必要ですので、貴児童相談所における当該児童の児童虐待に関する情報等を提供くださるようお願いいたします。

記

臓器提供を検討している児童について

- 1 氏 名
- 2 性 別 男 ・ 女
- 3 生年月日 年 月 日生
- 4 住 所

担当：所属・氏名

連絡先

第 号
年 月 日

臓器を提供しようとする医療施設の長 様

〇〇こども・女性・障害者支援センター所長 印

児童虐待に係る情報提供について（回答）

平成 年 月 日付けで依頼のあった標記の件について下記のとおり回答します。

記

- 1 〇〇〇〇（臓器提供を検討している児童名）に係る対応経過について
当所の虐待相談としての対応経過の有無 有 ・ 無
（ 「有」の場合の対応期間 年 月 日 ～ 年 月 日 ）

- 2 当該児童のきょうだいに係る対応経過について
 - (1) 当所の虐待相談としての対応経過の有無 有 ・ 無
（ 「有」の場合の対応期間 年 月 日 ～ 年 月 日 ）

 - (2) 不審死並びに乳幼児突然死症候群（疑い）に関する情報の有無
有 ・ 無

- 3 当該児童の家庭における配偶者暴力（DV）情報の把握の有無
有 ・ 無
（ 「有」の場合の当該情報の把握時期 年 月 ）

担当：所属・氏名

連絡先